

令和7年度（12月補正）鹿児島県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、国が定める公定価格等により運営を行っている障害福祉サービス施設・事業所等（以下「事業所等」という。）が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれていることから、安心・安全で質の高いサービスを継続して提供し、安定的な運営が行えるよう、LPガス使用に係る経費及び食材費の価格高騰分の一部を支援するために「障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金」（以下「給付金」という。）を支給する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）給付金

前条の目的を達するために、鹿児島県（以下「県」という。）によって贈与される次の給付金をいう。

ア LPガスを使用する事業所等への給付金

イ 食事提供を行う事業所等への給付金

（2）支給対象事業所等

別表第1に規定する要件を満たす事業所等をいう。

（3）支給対象事業者

前号の支給対象事業所等を運営する法人をいう。

（支給対象外事業所等）

第3条 前条第2号の規定にかかわらず、次に掲げる事業所等は、支給の対象外とする。

（1）市町村、一部事務組合等が設置する事業所等

（2）令和7年12月1日時点で休止又は廃止している事業所等

（3）指定発達支援医療機関である障害児入所施設

（4）本給付金の趣旨に照らして適当でないと知事が認めた者が設置する事業所等

（給付金の額）

第4条 支給対象事業所等に支給する給付金ごとの額は、別表第2のとおりとする。

(給付金の支給回数)

第5条 給付金の支給は、別表第2に規定する給付金ごとに、1支給対象事業所等につき1回限りとする。

(給付金支給の申出)

第6条 別表第1に規定する支給対象事業所等である旨の申出は、知事が別に定める日までに別記第1号様式により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、令和7年度中にLPGガスを使用する事業所等又は食事提供を行う事業所等である旨を知事に申し出て、給付金の支給を受けており、令和7年12月1日時点において休止又は廃止していない事業所等（令和8年1月以降のLPGガスの使用実績がない、又は令和7年4月以降の食事提供実績がないため、知事が別に定める日までに別記第2号様式により、給付金の辞退を届け出た事業所等を除く。）については、申出があつたものとみなす。

(支給の通知等)

第7条 県は、支給対象事業所等ごとに支給する給付金を決定したときは、支給対象事業者に対し、給付金支給の通知を行う。

2 支給対象事業者は、別記第2号様式により、給付金の受給の辞退を届け出ることができる。
3 知事は、知事が別に定める日までに前項の届出がないときは、給付金の贈与契約が成立したものとみなして、速やかに支給対象事業者に対して給付金を支給する。

(給付金の支給方式)

第8条 給付金の支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 登録口座振込方式

支給対象事業者が、障害福祉サービス等報酬の振込用として鹿児島県国民健康保険団体連合会に登録している口座（以下「登録口座」という。）に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式

支給対象事業者が、知事が別に定める日までに別記第3号様式により、登録口座に代わる口座を届け出た場合、当該届出があつた口座（以下「届出口座」という。）に振り込む方式

(給付金の支給等に関する周知)

第9条 知事は、障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業の実施に当たり、支給対象事業所等の要件、申出の方法その他の事業の概要について、広報その他の方法により、事業所等の運営を行う法人へ周知を行う。

(給付金が支給できなかった場合等の取扱い)

第10条 知事が登録口座又は届出口座に給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約又は変更等により、令和8年3月31日までに支給が完了できない場合は、第7条第3項の規定による贈与契約は解除されるものとする。

(贈与契約の解除)

第11条 知事は、給付金の支給を行った後に、支給対象事業所等の要件に該当しない事実又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた事実等が発覚した場合は、贈与契約を解除することができる。

(不当利得の返還)

第12条 知事は、前条の規定により贈与契約を解除したときは、贈与契約を解除された者に対し、給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月24日から施行する。

別表（第2条、第4条—第6条関係）

第1 支給対象事業所等の要件

(1) 共通の要件	鹿児島県内に所在し、令和7年12月1日時点で、第2第1欄に掲げるサービスの指定を受けている事業所等のうち、同年9月1日から同年11月30日までの間に提供したサービスに係る障害福祉サービス等報酬又は県からの給付費等の支払実績がある事業所等
(2) LPガスを使用する事業所等への給付金に係る要件	令和8年1月以降にLPガスを使用している事業所等のうち、知事が別に定める日までに申出を行った事業所等
(3) 食事提供を行う事業所等への給付金に係る要件	令和7年4月以降に食材料費（食事代、弁当代、おやつ代など、食事提供に係る経費）の全部又は一部を負担し、利用者に対して食事を提供した事業所等のうち、知事が別に定める日までに申出を行った事業所等 ※ かかった食材料費の全額を利用者に実費請求している場合など事業所等が一切費用負担していない場合は対象外

第2 支給する給付金の額

第1欄		第2欄	第3欄	
分類	No.	サービス名	LPガスを使用する事業所等への給付金	食事提供を行う事業所等への給付金
通所系	1	療養介護	3千円／事業所	23千円／事業所
	2	生活介護		
	3	自立訓練		
	4	就労選択支援		
	5	就労移行支援		
	6	就労継続支援A型		
	7	就労継続支援B型		
	8	児童発達支援		
	9	放課後等デイサービス		
	10	短期入所		
入所・居住系	11	施設入所支援	定員40人以下 10千円／事業所	4千円／定員(※)
			定員41人～60人 16千円／事業所	
			定員61人以上 26千円／事業所	
	12	障害児入所施設	26千円／事業所	25千円／定員(※)
	13	共同生活援助	定員40人以下 10千円／事業所	4千円／定員(※)
			定員41人～60人 16千円／事業所	
			定員61人以上 23千円／事業所	

※ 定員は、令和7年12月1日時点で、県又鹿児島市に届け出ている定員とする。

ただし、医療型障害児入所施設については、令和7年12月1日時点で、現に入所している障害児の数とする。

別記

第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

支給対象事業所等申出書

下記のとおり、令和7年度（12月補正）鹿児島県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業実施要綱に規定する支給対象事業所等を運営していることを申し出ます。

記

1 申出者

法人名			
代表者 職・氏名			
法人所在地	郵便番号		
住 所			
担当者 職・氏名			電話
メールアドレス			

2 対象事業所等

事業所番号	事業所名称	所在地	サービス種別 ※1	定員 ※2	申出を行う給付金※3	
					L Pガス	食材費
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※1 療養介護、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、施設入所支援、障害児入所施設、共同生活援助から選択して記入する。

※2 サービス種別が施設入所支援、障害児入所施設、共同生活援助に該当する場合、令和7年12月1日時点で県又は鹿児島市に届け出ている定員数を記入する。ただし、医療型障害児入所施設については、令和7年12月1日時点で入所している障害児の人数を記入する。

※3 支給対象となる旨の申出を行う給付金に○を記入する。

2 確認事項 （以下の要件を確認し、○を記入してください。）

	令和7年度（12月補正）鹿児島県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業実施要綱第2条第2号に規定する支給対象事業所等であり、同要綱第3条には該当しません。
	上記の申出内容について、県が支給対象事業所等が所在する市町村に対し、必要に応じて情報提供を行うことに同意します。

3 添付書類 （以下の書類を添付していることを確認し、○を記入してください。）

(1) L Pガスを使用する事業所等への給付金	事業所等においてL Pガスを使用していることを証する書類（検針伝票、利用料金請求書、利用料金領収書の写し等）	
(2) 食事提供を行う事業所等への給付金	事業所等において食事（おやつを含む。）の提供を行った実績を証する書類（食事提供記録、食事代請求書、食事代領収書の写し等） ※療養介護、施設入所支援及び障害児入所施設については、書類の添付省略可	

※ 添付書類は、対象期間のうち1月・1名分だけの添付で可

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

受給辞退届出書

下記の障害福祉サービス施設・事業所等については、令和7年度（12月補正）鹿児島県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業の給付金を辞退することを届け出ます。

記

1 届出者

法 人 名				
代 表 者 職・氏名				
法人所在地	郵便番号			
	住 所			
担当者 職・氏名				
連絡先電話番号			メールアドレス	

2 給付金を辞退する障害福祉サービス事業所等

事業所 番 号	事業所名称	所在地	サービス 種 別 ※1	辞退する給付金※2		備 考
				L P ガス	食 材 費	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※1 療養介護、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、施設入所支援、障害児入所施設、共同生活援助から選択して記載する。

※2 辞退を届け出る給付金に○を記入する。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

振込口座届出書

令和7年度（12月補正）鹿児島県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業の給付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

1 届出者

法人名			
代表者 職・氏名			
法人所在地 郵便番号			
住 所			
担当者 職・氏名			
連絡先電話番号		メールアドレス	

2 対象事業所等

事業所番号	事業所名称	所在地	サービス種別 ※
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、施設入所支援、障害児入所施設、共同生活援助から選択して記載する。

3 振込口座

金融機関名	支店名
金融機関コード(4桁)	支店コード(3桁)
□ 口座種別 普通 当座	□ 口座番号(7桁)
□ 口座名義人 ※カタカナで記載	

※ 必ず届出者名義(法人名義)の口座とすること。

※ 振込口座が確認できる通帳等の写し(金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分が明瞭に判別できるもの)を添付すること。

※ ゆうちょ銀行を振込先とする場合は、他金融機関からの受取口座の口座番号等を記入すること。